

災害発生時における対策

【災害発生時に（火災・風水害・地震・警戒宣言）発生時の場合を考え、家庭との連絡方法について対策をたて実施いたします】

① 保育園が災害の場合

園児は災害の状況によって避難場所に避難していますので、保護者または代理人の方は至急お迎えをお願いします。保護者への連絡は電話にてお伝えします。

第一次避難場所 水元保育園 園庭

第二次避難場所 中の橋公園

広域避難場所 東京理科大学周辺の緑地帯一帯

② 風水害の場合

被害が予測される時、または生じた時、電話によりお迎えをお願いすることがあります。

③ 地震の場合

保育時間中に大規模な地震があり保育不可能となった場合、職員は園児の安全保護に努めながら園内に待機していますので、お迎えをお願いします。

④ 警戒宣言が発令した場合

公共放送（テレビ・ラジオ・市の広報車等）または、消防署・パトロールカーのサイレンなどで伝えられます。（3回吹鳴）警戒発令時は、原則として保育は打ち切り解除まで臨時休園となります。保護者または代理人の方は至急お迎えをお願いします。

園児は保育士が「園児引取り票」を確認した上で保護者、または代理人の方に直接引き渡します。

自宅で警戒宣言が発令したことを知った時は、お子さんを登園させないで下さい。

園外保育中は原則として帰園します。

※いずれの場合も、園外に避難する場合は避難先を玄関、ホームページに掲載しておきます。